

4、工場法違反摘発の件
針に則し組織運動と並行して實現を圖る。

工場法の違反、脱法、改正すべき餘地の事實に就き本部が要項を示すことになつてゐるので全國大會の決意の方針に従つて實行運動を起す。

○緊急動議

筑豊炭坑互助會暴力に關する件

労働經濟社主催の飯塚市公會堂に於ける「坑夫の實際生活を語る座談會」の記事が同誌に發表されて檢察當局を太いに刺戟してゐるので、互助會の暴力に對し一大斧を加之輿論化して檢察當局を鞭撻督促するため縣會を僱して伊藤會長に質問演説に於て互助會の糾弾を乞ひ、更らに縣警察部長へ伊藤會長

を通じ筑豊の暴力行爲の實相を申して取締の徹底を圖る。

5、労働者募集取締令徹底化に關する件

伊藤會長が福岡地方職業紹介委員へ内務大臣の推薦を以て就任されてゐるので、福岡地方職業紹介委員會を通じて「一人夫名義に依る臨時工使用反對」の件と併せて積極的な努力する。

6、會社御用組合排撃の件

組織宣傳運動に繼いで實行する。

7、セメント産業の國家統制とセメント聯合會アウトサイドに關する件

縣會を期し、伊藤會長が産業上の立場、労働階級の労働條件擁護の立場から、セメント産業の統制に就